

でんさいサービス利用規定

西尾信用金庫(以下「当金庫」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の窓口金融機関として、利用者(以下「お客様」といいます)に提供するでんさいサービス(以下「本サービス」といいます)について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、株式会社全銀電子債権ネットワークの定めるでんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則(以下「業務規程等」と総称します)において、使用する用語の例によります。

第1条 (利用の申込み)

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。

2. お申込みには、債務者として利用が可能(この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能)のほか、次の利用を限定した特約でお申込みすることができます。

(1) 債権者利用限定特約

利用申込者は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。

(2) 保証利用限定特約

利用申込者は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等にあっては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みすることができます。

第2条 (利用資格)

利用申込者は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

第3条 (サービス内容)

1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。

- (1) 電子記録の請求に関するサービス
- (2) 電子記録の開示に関するサービス
- (3) でんさいの決済に関するサービス

4) 前3号に付随するサービス

2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条 (電子記録の請求方法)

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

1. 当金庫所定のパソコン・タブレット等の端末機(以下「端末」といいます)を用いた方法

2. 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

第5条 (予約請求)

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。

2. 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

第6条 (一括請求機能)

1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。

2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条 (債権者請求方式の発生記録請求)

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債権者として発生記録の請求を行うことができます。

2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

第8条 (指定許可機能)

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。

2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条 (請求の制限)

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条 (電子記録の通知)

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱いです。

(1) 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。

(2) 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。

2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条 (電子記録の諸否)

債権者請求方式の諸否依頼通知、単独保証記録の諸否依頼通知、変更記録の諸否依頼通知、支払等記録の諸否依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条 (開示の請求)

1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。

(1) 端末を用いた方法

(2) 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

2. 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱いです。

第13条 (端末を用いた方法の本人確認等)

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

1. 利用責任者

(1) お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者(以下「マスターユーザ」といいます)を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

(2) マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内に、本サービスの利用に関するマスター ユーザの権限を代行する利用者(以下「一般ユーザ」といいます)を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

(3) お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様の変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由を除き、当金庫は責任を負いません。

(4) マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて本人確認につき、電子証明書を利用する場合は、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールされている必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取扱いは異なる場合があります。

3. 本人確認の手段

当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行うものとします。

(1) 電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式(以下「電子証明書方式」といいます)

(2) I.Dおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式(以下「I.D・パスワード方式」といいます)

4. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して(一般ユーザに対してはマスターユーザを通して)発行します。

5. マスター ユーザのパスワード等の登録

(1) マスター ユーザのログイン I.D、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込書により当金庫に届け出してください。

(2) マスター ユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

(3) 電子証明書方式を利用する場合には、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

(4) 当金庫が提供するくにしん法人インターネットバンキングサービスをご利用いただいているお客様においては、申込書によりサービスで使用している電子証明書、お客様 I.D、ログインパスワード等を当金庫に提出する際に自動的に引落します。

(5) 過去にお客様であった方やその他の利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいたします。

(6) 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第16条 (利用手数料)

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、にしん総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から(複数ある場合には代表口座から)、当金庫所定の時間に自動的に引落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他の利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいたします。

6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第17条 (口座間送金決済)

1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を当金庫口座にご準備ください。

2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、にしん総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落しのうえ、でんさいネットから指定のあった債務者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口営業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落しができない場合は、債務者の口座への払い込みを行なうことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行ないます。なお、支払期日が金融機関窓口営業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があつた場合、いずれを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。

5. でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行ないます。

第18条 (口座間送金決済の中止)

1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日にご準備ください。

2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、にしん総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落しのうえ、でんさいネットから指定のあった債務者の口座に払い込みを行ないます。なお、支払期日が金融機関窓口営業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落しができない場合は、債務者の口座への払い込みを行なうことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行ないます。なお、支払期日が金融機関窓口営業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があつた場合、いずれを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。

5. でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行ないます。

第19条 (異議申立)

1. 前条により口座間送金決済の中止の申出を行なった債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対する口座間送金決済の中止の申出を行なうことができます。

2. 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作成であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。

3. 支払不能事由が不正作成である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立を行なうことができます。

第20条 (債権者利用限定特約等の解除)

お客様が、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の取引店にて、当該特約の解除を行なうことができます。

2. 当金庫が、諸届書類または請証書類に使用された印影または署名を、届出印(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類は諸請求書類につき、偽造・変造その他の事故があつても、そのため生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫がお客様の電子証明書、I.D、各種パスワード等の本人確認のための情報を当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行なった場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客様個人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様はでんさいの電子記録にしたがって責任を負うものとします。

4. 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めによる遅延・不遡の他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。

5. 災害・事変・法令・規則・行政令の命令等により本サービスに関する情報の開示が義務付けられている場合(当